

議員提出意見書案第7号

東京電力福島第一原子力発電所事故による損害賠償請求権の消滅時効を  
停止する特別立法措置を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書を須賀  
川市議会本会議規則（平成16年須賀川市議会規則第1号）第8条第2項の規定  
により提出します。

平成25年6月20日

総務常任委員長 生 田 目 進

須賀川市議会議長 鈴木 忠 夫 様

## 東京電力福島第一原子力発電所事故による損害賠償請求権の消滅時効を 停止する特別立法措置を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「東電福島原発事故」という。）から2年3か月が過ぎた現在、東電福島原発事故はいまだ収束しておらず、被害の全容も明らかにされない状態の中で、県民の避難者が約15万人を数え、田畑や職場も失い、生活基盤等を含め地域コミュニティも根こそぎ奪われ、経済的・精神的にも生活困難で悲痛な状況に置かれ続けている。

このように、いまだに収束の見通しの立たない中で、民法上では東電福島原発事故により生じた原子力損害の賠償請求権は、平成26年3月11日を期限に「消滅時効」が成立する事態にあり、残念ながら多くの被災者には消滅時効が認識されていない状況にある。今回の原子力損害の賠償請求権については、民法第724条前段を適用せず、短期消滅時効によって消滅しないものとする特別の立法措置が不可欠である。

事故から25年が経過したチェルノブイリ原発事故による健康被害が今もなお発生し続けている現実を踏まえ、東電福島原発事故の損害賠償請求権が民法第724条後段「事故発生から20年経過後に除斥期間により確定的に消滅する」ことも、民法第167条第1項「債権は、10年間行使しないときは消滅する」ことも許されるべきことではない。

国会で審議・可決された「特例法」では、東電福島原発事故の被災者が損害賠償の申立てを東京電力株式会社に行い、原子力損害賠償紛争解決センターに和解を申し込めば、東京電力との交渉が不調に終わっても交渉打ち切り通知を受け取ってから1か月以内であれば、裁判所に損害賠償請求訴訟を起こせることを認めるとされているが、消滅時効が平成26年3月に完成するまでに10か月を切っている中で、被災者が漏れなく原子力損害賠償紛争解決センターに和解を申し込むことは困難と言わざるを得ない。

以上のことから、東電福島原発事故の損害賠償請求権の消滅期間については、特別立法措置により規定することが必要不可欠であることから、下記の内容について強く求めるものである。

## 記

- 1 東電福島原発事故の損害賠償請求権の消滅期間について別に定める特別立法措置を早急に実現させ、被災者の不利益を解消すること。
- 2 原子力損害被害者の損害賠償について、東京電力株式会社の取組を含め政府の責任で広報・周知を徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月 日

福島県須賀川市議会議長 鈴木 忠 夫

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛

文部科学大臣

復興大臣

議員提出意見書案第8号

原発事故子ども・被災者支援法の具体的な支援施策の早期実施を国に求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書を須賀川市議会本会議規則（平成16年須賀川市議会規則第1号）第8条第2項の規定により提出します。

平成25年6月20日

総務常任委員長 生 田 目 進

須賀川市議会議長 鈴木 忠 夫 様

原発事故子ども・被災者支援法の具体的な支援施策の早期実施を国に求める意見書

東京電力福島第一原発事故によって、避難する人も、福島にとどまる人も、どちらの選択をした場合も、国が支援することを定めた「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（以下「原発事故子ども・被災者支援法」という。）が2012年6月21日に国会で成立した。

しかし、いまだに「支援対象地域」や「基本方針」が定められておらず実施されていない現状にある。このような状況の中で、東京電力福島第一原発事故から2年3か月が経過し、除染は難航するなど福島県内の人口流出は止まらず、さらには肥満傾向が指摘されるなど子どもたちの発育にも影響が出てきている。避難先での支援打ち切りや将来の健康問題など、原発事故によってもたらされた不安は深刻さを増しており、早急な対策が求められている。

よって、下記の事項について強く求めるものである。

記

- 1 原発事故子ども・被災者支援法の支援対象地域に、福島県全域を含めること。
- 2 早急に基本方針を定め、支援施策を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月 日

福島県須賀川市議会議長 鈴木 忠 夫

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官 宛

総務大臣

財務大臣

議員提出意見書案第9号

年金2.5%削減中止を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書を須賀川市議会本会議規則（平成16年須賀川市議会規則第1号）第8条第2項の規定により提出します。

平成25年6月20日

生活産業常任委員長 塩田邦平

須賀川市議会議長 鈴木忠夫 様

## 年金 2.5%削減中止を求める意見書の提出について

国会は、昨年、2.5%年金削減を含む、国民生活に直結する重要法案を成立させた。その中でも、とりわけ年金 2.5%削減の実施は、深刻な不況と生活苦の中にある高齢者の生活を圧迫し、悲惨な結果を招くことが危惧される。

年金は、自治体の高齢住民に直接給付される収入で、特に大都市部を離れた地域では、その削減は地域経済に大きな影響を及ぼすとともに、消費を冷え込ませ、不況を一層深刻にし、国の経済にも負の影響を与えることが懸念される。

さらに、今準備されているデフレ下のマクロ経済スライドの実施など、限らない年金削減の流れに道を開くものになり、若者を中心に年金離れが一層進み、年金制度への信頼はさらに低下することが懸念される。

このような事態を踏まえ、高齢者の生活と地域経済を守るために、下記のとおり要望するものである。

### 記

- 1 年金 2.5%削減を中止すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 6 月 日

福島県須賀川市議会議長 鈴木 忠 夫

内閣総理大臣

財務大臣 宛

総務大臣